

4. 計算書類等

4-1. 会計と法規制

(1) 会計の意義と目的

会計＝会社が自らの財政状態や経営成果を定期的に把握し、利害関係者に開示

① 情報開示の強制

② 利益の分配の規制

(2) 会計と法規制

会社法（第2編第5章）・会社計算規則（会社則116も参照）

＋一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行（会社431）——理由

会計を規律するルール [テキスト 5章1節1・Column5-1]

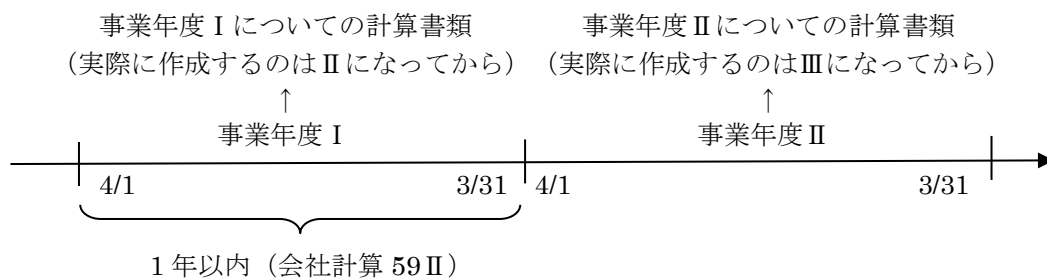
- ・一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行（会社431）
＝主に、企業会計原則その他の会計基準
（現在は財団法人財務会計基準機構の企業会計基準委員会〔民間団体〕で設定）
- ・金融商品取引法、法人税法＝それぞれの目的をもって一部異なるルールを定める

(3) 計算書類等の作成と事業年度

計算書類等の作成義務（会社 435Ⅱ、会社計算 59Ⅰ）

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表

* 複式簿記

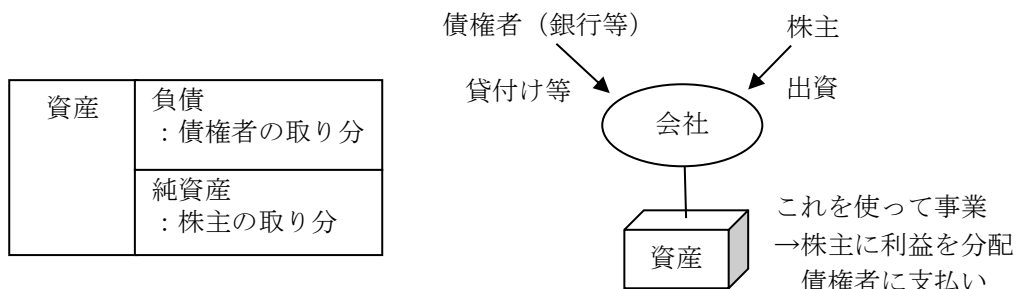


4-2. 計算書類等の内容

(1) 貸借対照表（会社計算 72～86）

(a) 意義

会社の財政状態を明らかにするため、一定の時点における資産・負債・純資産を記載する計算書（バランスシート、B/S）



(b)記載区分

借方	貸方
(資産の部) 流動資産 固定資産 繰延資産	(負債の部) 流動負債 固定負債 (純資産の部) 株主資本 資本金 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金
資産合計	負債及び純資産合計

流動資産	事業取引に係る資産や、比較的短期間で入れ替わる性質の資産 短期間かどうか=1年が基準 例：債権=1年以内に弁済期が到来するものは流動資産
固定資産	長期間継続的に事業のために用いられる資産
繰延資産	すでに支出された費用を将来の収益に対応させるために資産として計上 [テキスト Column5-2]
流動負債	事業取引から生じた負債や、1年以内に履行期が到来する負債
固定負債	それ以外の長期の負債

純資産の部

→資本金・資本剰余金（払込資本）、利益剰余金（留保利益）

*純資産の部の金額=計算上の数字

(c)資産の評価 [テキスト 5 章 1 節 2 1(4)(c)]

原則（会社計算 5 I）⇔例外（会社計算 5Ⅲ以下。特にVI＝金融資産）

事例 4-a 資産の評価

A 会社が所有する土地は、従来、昭和 40 年代に 2000 万円で購入した土地 P だけであった。P の価格は、現在 1 億円である。昨年になって、A 会社は、P に隣接する同じ面積の土地 Q を 1 億円で購入した。A 会社が今年作成する貸借対照表には、「土地」の価額はいくらと表示されることになるか。

取得価額と時価の違い——金額の変動／実際の価値の反映（含み益・含み損）

*減価償却（会社計算 5Ⅱ）[テキスト Column5-2]

(2)損益計算書（会社計算 87～95）

会社の経営成績を明らかにするため、一定の期間における収益とそれに対応する費用を記載する計算書（P/L）

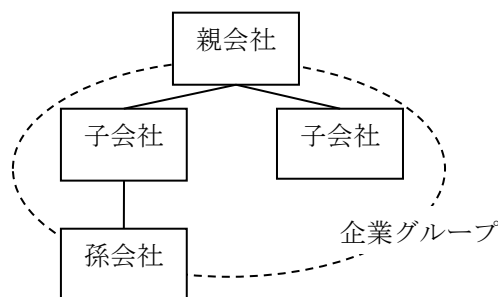
+売上高 [収益]	}	営業損益計算
-売上原価 [費用]		
=売上総利益 (+) または損失 (-)		
-販売費及び一般管理費 [費用]		
=営業利益 (+) または損失 (-)	}	営業外損益計算
+営業外収益 [収益]		
-営業外費用 [費用]		
=経常利益 (+) または損失 (-)	}	特別損益計算
+特別利益 [収益]		
-特別損失 [費用]		
=税引前当期純利益 (+) または損失 (-)		
これに法人税等を差し引きして、当期純利益		

売上高	本来の事業活動によって生じた収益
売上原価	売上高に対応する費用
販売費及び一般管理費	売上原価以外に本来の事業活動から生じた費用（広告宣伝費など）
営業外収益	本来の事業活動以外の原因から生じた収益のうち、毎期経常的に発生するもの（受取利息など）
営業外費用	本来の事業活動以外の原因から生じた費用のうち、毎期経常的に発生するもの（支払利息など）
特別利益	臨時に発生した収益
特別損失	臨時に発生した費用

(3)その他の書類 [テキスト 5 章 1 節 2 ①(5)]

株主資本等変動計算書（会社計算 96）	事業年度における純資産の部の変動を示す計算書
個別注記表（会社計算 97～116）	貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書の情報を正確に判断するために必要な注記事項
事業報告（会社則 117～133）	事業年度中の会社の状況を説明する報告書
附属明細書（会社計算 117）	計算書類・事業報告の内容を補足する重要な事項

(4)連結計算書類



連結計算書類の作成（会社 444、会社計算 61）

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表

作成可能な会社（会社 444 I）・作成義務（会社 444Ⅲ）

4-3. 決算

*取締役会・監査役（会）・会計監査人を設置する会社（また、監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社）の決算スケジュール

<p><u>(1)計算書類・事業報告・附属明細書・連結計算書類の作成（会社 435ⅡⅢ・444Ⅰ）</u></p>
<p><u>(2)監査、監査報告、会計監査報告（会社 436Ⅱ・444Ⅳ、会社計算 121～132）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計監査人＝計算書類＋その附属明細書＋連結計算書類を監査 ・ 監査役（会）（監査等委員会設置会社→監査等委員会、指名委員会等設置会社→監査委員会） ＝計算書類＋事業報告＋これらの附属明細書＋連結計算書類を監査
<p><u>(3)取締役会の承認（会社 436Ⅲ・444Ⅴ）</u></p> <p>： 計算書類＋事業報告＋これらの附属明細書＋連結計算書類</p>
<p><u>(4)事前の開示</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定時株主総会の招集通知の際に株主に提供（会社 437・444Ⅵ、会社計算 133） ： 計算書類＋事業報告＋監査報告＋会計監査報告＋連結計算書類 ・ 定時総会の日々の2週間前から本店・支店に備置き（会社 442） ： 計算書類＋事業報告＋附属明細書＋監査報告＋会計監査報告
<p><u>(5)株主総会での承認・報告</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計算書類＋事業報告＋連結計算書類を株主総会に提出（会社 438Ⅰ・444Ⅶ） →計算書類＝株主総会が承認（会社 438Ⅱ） 事業報告＋連結計算書類＝内容を報告（会社 438Ⅲ・444Ⅶ） <p>*次をすべて満たす会計監査人設置会社は、計算書類も内容報告（会社 439・会社計算 135）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取締役会を設置（会社計算 135⑤） ・ 会計監査人の無限定適正意見（会社計算 135①） ・ 監査役等に会計監査報告が「相当でない」と認める意見なし（会社計算 135②③） etc.
<p><u>(6)公告・ネット開示（会社 440）</u></p> <p>： 貸借対照表（大会社は損益計算書も）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券報告書提出会社（金商 24Ⅰ）は不要（会社 440Ⅳ）

*監査＝計算書類の適法性・正確性の担保——誰のため？ 例：粉飾決算